

ちゃんと
知ってる!?

健康保険
あれこれ

被扶養者の異動

被扶養者が、就職したり収入が増えた場合は、扶養からはずす手続きをする必要があります。手続きは自動的に行われませんので、すみやかに手続きしてください。



..... こんな **誤解** をしていませんか?

- ❶ 息子が就職! 健康保険組合が扶養から自動的にはずしてくれるんだよね?
- ❷ 妻のパートのお給料が増えた! 正社員じゃないから被扶養者のままでよいよね?
- ❸ 子どもが生まれた! 年収は夫の方が高いけど、妻の扶養に入れてよいよね?



- ❶ 扶養からはずれるときは、健康保険組合へ手続きが必要です。
- ❷ 年間収入が130万円以上になると見込まれるときは、扶養からはずれます。
- ❸ 夫婦共働きの場合は、子どもは年収が高い方の扶養に入ります。

どんなとき、扶養からはずれるの?



- ① 就職したとき
- ② 結婚して相手の扶養に入ったとき
- ③ 被扶養者(60歳未満)の年間収入*が130万円(月額平均108,334円)を超えると見込まれるとき
- ④ 被扶養者(60歳以上、または障害者)の年間収入*が180万円(月額平均150,000円)を超えると見込まれるとき
- ⑤ 同居が条件である被扶養者が別居になったとき
- ⑥ 別居している被扶養者への送金をやめたときや、送金額が被扶養者の収入より少なくなったとき
- ⑦ 退職して、失業給付(日額3,562円以上※60歳以上、または障害者は日額4,932円以上)を受けるとき
- ⑧ 75歳になったとき
- ⑨ 離婚したとき
- ⑩ 死亡したとき

※健康保険の年間収入とは、税法上の1月~12月や年度の4月~3月など、決まった期間の収入ではありません。連続した12ヶ月間の収入をいいます。よって、どの連続した12ヶ月間をとっても、③④にある130万円(または、180万円)未満でなければなりません。また、収入はパートやアルバイトの給与(交通費含む)収入だけでなく、各種年金や自営業収入、不動産収入、農業収入なども含まれます。

扶養をはずれるときは、どんな手続きが必要なの?



手続きは自動的に行われませんので、会社の人事担当者にすみやかに次の書類を提出してください。

- 健康保険被扶養者(異動)届
- 健康保険者証(扶養からはずれる人の分)

詳しくは、当健保組合ホームページ「家族の加入・脱退」をご覧ください。

扶養からはずれる手続きをしないと、どうなるの?



- 保険証を使ったときは医療費を返還していただくことも返還していただく医療費は、被扶養者ではなかった期間の医療費(7~9割)だけでなく、家族出産育児一時金・付加金や高額療養費などの各種給付金、人間ドック・けんぽ共同健診の健診費等も返還請求の対象となります。

平成29年度 被扶養者調査表審査後の結果報告

対象者は、配偶者と20歳以上(平成29年4月1日現在)の被扶養者(ただし任意継続被保険者を除く)

被保険者による 削除件数(内訳)	就 職	収入増	雇用保険 受給開始	その他	合 計
		88	60	1	13

健康保険組合 による不認定件数 (内訳)	収入増	送金不足	添付書類無 (審査が行えないため)	その他	合 計
		9	4	5	3